

社会福祉法人垂井町社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人垂井町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員等に対する報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第 2 条 この規程を適用する役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第 3 条 役員等に報酬を支給するものとし、その額は別表 1 のとおりとする。

2 役員等が新たに選任又は委嘱された場合は、選任又は委嘱された月から支給し、退任した場合は、退任した月までの額を支給する。

3 前各号の規定にかかわらず、地方公共団体の職員には、報酬は支給しないものとする。

(旅費)

第 4 条 役員等が本会の職務のために町外へ旅行をした場合には、協議会の職員等旅費規程に定める額を支給する。

(退職金)

第 5 条 役員等に対し、退職金は支給しない。

(その他)

第 6 条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は公布の日から施行する。(H15. 11. 15)

附 則

1. この規程は、「社会福祉法人垂井町社会福祉協議会役員等の報酬に関する規程」から「社会福祉法人垂井町社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費に関する規程」への名称変更を含み平成 26 年 5 月 16 日から全部改正する。

また、この規程の一部改正により、「社会福祉法人垂井町社会福祉協議会役員等の費用及び実費弁償に関する規程」、「社会福祉法人垂井町社会福祉協議会常勤の会長、事務局長、事業管理者の報酬、費用弁償、期末手当等に関する規程」及び「社会福祉法人垂井町社会福祉協議会評議員の報酬支給規程」は廃止する。

別表 1 報酬（第 3 条第 1 項関係）

区分	報酬の額	備考
会長	月額 150,000円	(注記：1)
その他の理事	日額 2,500円	
監事	日額 2,500円	
評議員	日額 2,500円	

注記：1 勤務は非常勤とし、勤務時間は月平均100時間相当とする。